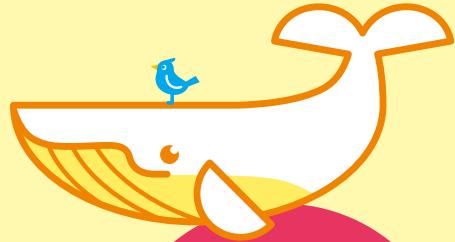




いつも、あなたのそばに。  
always by your side



2017年

Legal Support Press  
Vol.17

# Legal Support

【リーガルサポートプレス】リーガルサポートは全国の司法書士が構成する団体です

特集 1

成年後見制度利用促進基本計画における  
専門職団体としての役割

特集 2

志木市成年後見制度の利用を促進するための条例－その後－



公益社団法人  
成年後見センター・リーガルサポート

# 成年後見制度利用促進基本計画における専門職団体としての役割



本年6月に理事長に就任いたしました矢頭範之です。  
今後ともよろしくお願い申し上げます。

やとうのりゆき  
矢頭範之 氏 公益社団法人 成年後見センター・  
リーガルサポート 理事長

所 属 • 公益社団法人 成年後見センター・  
リーガルサポート東京支部 現在の公職等  
略 歴 • 1991年(平成3年) 司法書士登録 • 足立区成年後見制度審査会副会長  
• 現在、公益社団法人 成年後見センター・  
リーガルサポート 理事長 • 足立区社会福祉協議会成年後見人  
連絡会副委員長  
• 葛飾区消費生活対策審議会委員

現状の成年後見制度は利用する方にとって利用しやすいものでしょうか。

最高裁判所が取りまとめた「成年後見関係事件の概況」によると、後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任の申立件数は平成24年まで増加傾向でしたが、その後伸び悩み状態となり、平成28年の申立件数は前年を下回りました。

その類型別内訳を見ますと、後見開始申立件数が約8割であり、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任申立件数を大きく上回っており、さらに申立ての動機においても預貯金等の管理・解約が最も多く、身上監護よりも財産管理・処分を申立ての動機とする事案が多くなっています。

成年後見制度利用が見込まれている対象者は後期高齢者の増加とともに増えているにもかかわらず申立て件数がそれに見合う増加傾向が見えないこと、重度の判断能力減退者の利用が顕著であること、生活や療養看護よりも財産管理が制度利用の動機の大きな割合を占めているということは、受け止め方として制度利用には積極的ではなく、利用しやすい制度とは言いたい状況です。

制度利用することが適切な方が、制度利用しないできない、という状況は、権利擁護や生活・衛生環境の観点からも適切な支援が届かない可能性があり、今後の高齢者や障害者への

## 1 はじめに

支援のためには成年後見制度とその運用を大きく変えていく必要があります。

## 2 成年後見制度利用促進法の施行

このような状況を受けて、平成28年5月13日に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(以下「促進法」といいます。)が施行されました。

促進法では、制度利用促進の施策の基本方針として、①保佐・補助制度の利用促進、制度利用に伴う権利制限に係る制度の見直し、医療・介護を受けるに当たり意思決定支援の在り方等について必要な措置を講ずること、成年後見人等の死亡後の成年後見人等の事務の被後見人等の死亡後の成年後見人等の事務の範囲の見直し、任意後見制度の積極的な活用、②地域の需要に対応した成年後見制度の利用の促進に必要な措置を講ずること、③制度利用に関する家庭裁判所、関係行政機関及び地方公共団体における必要な人的体制の整備を図ること等が掲げられています。

そして、成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進委員会を設置して成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、成年後見制度利用促進基本計画(以下「基本計画」といいます。)を策定することとされています。

市町村は、市町村基本計画を定め、基本的な事項を調査審議させる等のため、条例で定めた審議会やその他の合議制の機関を置くよう努めるものとされています。

また、都道府県は、市町村が上記の措置を推

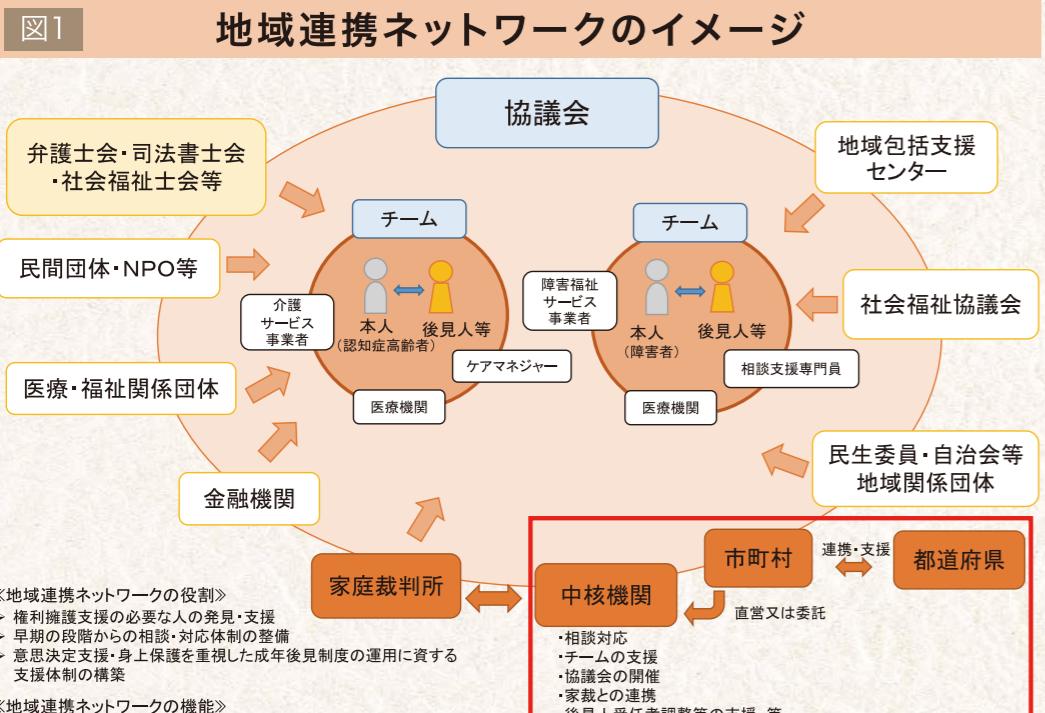
進するため、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、成年後見人等となる人材の育成、必要な助言その他の援助を行うよう努めるものとすることとされています。

この促進法施行を受け、平成29年3月24日に基本計画が閣議決定されました。

ここでは制度利用の促進に向けた施策のポイントとして、「(1)利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善」では、①高齢者と障害者の特性に応じた意思決定支援の在り方の指針が策定され、それが後見人関係者において共有され、活用が促進されること、②地域連携ネットワークや中核機関が家庭裁判所に対し適切な後見人が選任されるように的確な情報提供をすること、③利用開始後において後見人が本人や家族等支援者と円滑な信頼関係を構築できていなすことにより十分な権利擁護ができるいない場合には、後見人の交代等の柔軟な運用を可能にすること、④成年後見制度の利用開始の有無を判断する際に提出される診断書等について、福祉関係者等が有している本人の家庭的・社会的情況等に関する情報を考慮できるよう検討することが示されています。

この促進法施行を受け、平成29年3月24日に基本計画が閣議決定されました。

ここでは制度利用の促進に向けた施策のポイントとして、「(1)利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善」では、①高齢者と障害者の特性に応じた意思決定支援の在り方の指針が策定され、それが後見人関係者において共有され、活用が促進されること、②地域連携ネットワークや中核機関が家庭裁判所に対し適切な後見人が選任されるように的確な情報提供をすること、③利用開始後において後見人が本人や家族等支援者と円滑な信頼関係を構築できていなすことにより十分な権利擁護ができるいない場合には、後見人の交代等の柔軟な運用を可能にすること、④成年後見制度の利用開始の有無を判断する際に提出される診断書等について、福祉関係者等が有している本人の家庭的・社会的情況等に関する情報を考慮できるよう検討することが示されています。



※内閣府ホームページ「成年後見制度利用促進基本計画について」成年後見制度利用促進基本計画について(3枚版概要)【PDF】から引用

## 4 専門職団体としての役割

### (1)利用者がメリットを感じできる 制度・運用の改善

①高齢者と障害者の特性に応じた意思決定支援  
「意思決定支援」について、2006年障害者権利条約国連総会採択を契機に、我が国における高齢及び障害者福祉関係者並びに成年後見制度関係者において、現場の実務にどう反映させるか等について議論がなされています。

厚生労働省は「障害者福祉サービスの利用等に当たっての意思決定支援ガイドライン」(2017年3月31日)を策定しましたが、成年後見制度の現場においても同様の枠組み又は構成員を拡大した形による取組が必要となります。

ところで、基本計画でいう「メリット」とは制度利用そのものであり、制度利用によって本人の生活の質が向上し、生きがいのある生活が可能となるよう支援を受けること、又は支援に必要な環境整備がなされることであります。

しかし、現状では成年後見制度の利用は生活支援に資するとは受け止められていないのではありません。制度を利用するにより適切な社会資源の利用につながり、その結果、生活に非がある場合が見受けられ、リーガルサポートへ苦情として情報提供されるケースがあります。

しかし、親族自身が本人の権利を侵害している場合や成年後見人等が交代しても円滑な支援が実現困難と思われる場合は、むしろ成年後見人等の交代は望ましくないこともあります。いずれにしても、中核機関等の意見を踏まえて家庭裁判所と連携して適切な措置を講ずることになるでしょう。

また、協議会においては、そのチームへの助言、他の機関との調整を行うことが想定され、組織全体としては、多職種間での更なる連携強化策等の地域課題の検討・調整・解決などを行うほか共通する制度運用上の課題について家庭裁判所等と協議をすることになります。

そうすると、相談段階でチーム組成できる仕組みづくり、相談で得た必要情報を安全・円滑にチームで共有する仕組みづくり、意思決定支援の仕組みづくり、協議会と連携する仕組みづくり及び財政措置を含めた環境整備が大きな鍵となるでしょう。

### ①チームと協議会

個別の事案において、相談から申立支援、そして成年後見人等支援へつながる一連の過程のなかで、相談段階で課題・ニーズを浮き彫りにするため初期段階で適切なチーム組成が必要です。

また、協議会においては、そのチームへの助言、他の機関との調整を行うことが想定され、組織全体としては、多職種間での更なる連携強化策等の地域課題の検討・調整・解決などを行うほか共通する制度運用上の課題について家庭裁判所等と協議をすることになります。

そうすると、相談段階でチーム組成できる仕組みづくり、相談で得た必要情報を安全・円滑にチームで共有する仕組みづくり、意思決定支援の仕組みづくり、協議会と連携する仕組みづくり及び財政措置を含めた環境整備が大きな鍵となるでしょう。

表1 成年後見制度利用促進基本計画の工程表

	29年度	30年度	31年度*	32年度	33年度
I 制度の周知			パンフレット、ポスターなどによる制度周知		
II 市町村計画の策定			国の計画の周知、市町村計画の策定働きかけ、策定状況のフォローアップ		
III	利用者がメリットを感じできる制度の運用 ・適切な後見人等の選任のための検討の促進 ・診断書の在り方等の検討 ・高齢者と障害者の特性に応じた意思決定支援の在り方についての指針の策定等の検討、成果の共有等	適切な後見人等の選任のための検討の促進 診断書の在り方等の検討	新たな運用等の開始、運用状況のフォローアップ	意思決定支援の在り方についての指針の策定等の検討、成果の共有等	
IV	地域連携ネットワークづくり ・市町村による中核機関の設置 ・地域連携ネットワークの整備に向けた取組の推進		中核機関の設置・運営、地域連携ネットワークの整備	相談体制・地域連携ネットワーク構築支援(各地域の取組例の収集・紹介、試行的な取組への支援等)	相談体制の強化、地域連携ネットワークの更なる構築
V	不正防止の徹底と利用しやすさの調和 ・金融機関における預貯金等管理に係る自主的な取組のための検討の促進等 ・取組の検討状況等を踏まえたより効率的な不正防止の在り方の検討	金融機関における自主的な取組のための検討の促進 専門職団体等による自主的な取組の促進	取組の検討状況・地域連携ネットワークにおける不正防止効果を踏まえたより効率的な不正防止の在り方の検討		
VI	成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援等の検討	医療・介護等の現場において関係者が対応を行った際に参考となる考え方の整理	参考となる考え方の周知、活用状況を踏まえた改善		
VII	成年被後見人等の権利制限の措置の見直し	成年被後見人等の権利制限の措置について法制上の措置等 目途:平成31年5月まで			

施策の進捗状況については、随時、国において把握・評価し、必要な対応を検討する。※基本計画の中間年度である平成31年度においては、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う。  
※内閣府ホームページ「成年後見制度利用促進基本計画について」成年後見制度利用促進基本計画について(3枚版概要)【PDF】から引用

の質が向上することが想定されなければなりません。

そのためには、本人とのコミュニケーションをより重視するとともに親族もチームの構成員として意見を述べ、本人にとって有用な社会資源を活用できるよう専門職も一時的または継続的にアドバイスしていく体制を構築し、生活支援に重点を置いた支援活動を行っていく必要があります。

### ②適切な成年後見人等の選任と選任後の柔軟な運用

本人の性格や特性、置かれた状況、抱えている課題等に応じて成年後見人等には最適任者が選任されなければなりません。

まず、専門職団体においては、研修等を通じて成年後見事務において必要な知識知見を兼ね備えた専門職後見人を養成する必要があります。

### ③適切な成年後見人等の選任と選任後の柔軟な運用

本人の性格や特性、置かれた状況、抱えている課題等に応じて成年後見人等には最適任者が選任されなければなりません。

まず、専門職団体においては、研修等を通じて成年後見事務において必要な知識知見を兼ね備えた専門職後見人を養成する必要があります。

の支援を通じてマッチング評価・分析をしていく必要があるため、マッチングの前後を通じて、専門職団体は中核機関と連絡を密にして連携する必要があるでしょう。

ところで、成年後見人等のなかには本人等と円滑な信頼関係が構築できていない事案が見受けられますが、このような事案においては、特殊な事例をのぞくと、成年後見人等のコミュニケーションの方法等に難がある等後見人側に非がある場合が見受けられ、リーガルサポートへ苦情として情報提供されるケースがあります。

この場合、リーガルサポートは事案の内容を把握したうえで会員である成年後見人等に対して改善を求めて指導することになりますが、場合によっては成年後見人等の交代を実現するために家庭裁判所と協議をし、必要に応じて辞任を促すこともあります。

一方、本人との信頼関係に問題ない場合においてもその親族と意見対立がある場合があります。

親族との対立については、専門職に非がある場合もありますが、そうではない場合も数多くあります。

親族との対立については、専門職に非がある場合もありますが、そうではない場合も数多くあります。

リーガルサポートとしては、事情を詳しく聞いた上でその親族の誤解を解くよう努力することになりますが、すでに感情的な対立に至っている場合のうち、親族との対立が成年後見事務遂行に支障を生じさせ、かつ、成年後見人等の辞任により本人の支援が円滑に改善するのであれば辞任を促すこともあります。

リーガルサポートとしては、事情を詳しく聞いた上でその親族の誤解を解くよう努力することになりますが、すでに感情的な対立に至っている場合のうち、親族との対立が成年後見事務遂行に支障を生じさせ、かつ、成年後見人等の辞任により本人の支援が円滑に改善するのであれば辞任を促すこともあります。

### 地域連携ネットワークづくり

#### (1)チームと協議会

個別の事案において、相談から申立支援、そして成年後見人等支援へつながる一連の過程のなかで、相談段階で課題・ニーズを浮き彫りにするため初期段階で適切なチーム組成が必要です。

また、協議会においては、そのチームへの助言、他の機関との調整を行うことが想定され、組織全体としては、多職種間での更なる連携強化策等の地域課題の検討・調整・解決などを行うほか共通する制度運用上の課題について家庭裁判所等と協議をすることになります。

そうすると、相談段階でチーム組成できる仕組みづくり、相談で得た必要情報を安全・円滑にチームで共有する仕組みづくり、意思決定支援の仕組みづくり、協議会と連携する仕組みづくり及び財政措置を含めた環境整備が大きな鍵となるでしょう。





# 取材1 東京発

## 「三類型(後見、保佐、補助)の判定と診断書等の在り方」

主催 日本弁護士連合会

常任理事 安井祐子

を挙げられました。

平成29年7月5日(水)、東京の弁護士会館1701会議室において、成年後見制度利用促進基本計画に関する連続学習会(第1回)が開催されました。

日本弁護士連合会副会長 池田桂子氏の開会挨拶の後、まず、久保氏、矢野氏から問題提起がありました。

久保氏は、知的障害者の成年後見制度の利用が進まない理由として、身上監護が心配であるが、成年後見人がそれに応える信頼関係を築いて本人の気持ちに寄り添い支えてくれるのか不安があることや、医師が普通に診断書を作成すると後見類型になってしまうこと

が開催されました。久保氏、矢野氏から問題提起がありました。

久保氏は、知的障害者の成年後見制度の利

用が進まない理由として、身上監護が心配で

あるが、成年後見人がそれに応える信頼関係を築いて本人の気持ちに寄り添い支えてくれるのか不安があることや、医師が普通に診断書を作成すると後見類型になってしまうこと

が開催されました。久保氏、矢野氏から問題提

起がありました。

### プログラム

【問題提起】赤沼 康弘氏(日弁連高齢者・障害者権利支援センター委員)

【基調講演】「意思決定が困難な人に対する医療に関する意思決定」成本 迅氏(京都府立医科大学大学院医学研究科精神機能病態学教授)

【基調講演】藤木 美才氏(医師、日弁連高齢者・障害者権利支援センター委員)

【パネルディスカッション】  
(パネリスト)  
成本 迅氏(京都府立医科大学大学院医学研究科精神機能病態学教授)  
藤木 美才氏(医師、日弁連高齢者・障害者権利支援センター委員)

公益社団法人認知症の人と家族の会の方  
板橋区手をつなぐ親の会の方  
星野 美子氏(公益社団法人日本社会福祉士会理事)

〈コーディネーター〉赤沼 康弘氏(日弁連高齢者・障害者権利支援センター委員)

量で行うとの回答もあり、親族がない場合は、医療行為を行わない、という回答もされた成本氏より、医療現場における手法や取組みが紹介されました。本人の医療同意能力の評価方法として、様々な疾患に関して本人が理解・認識しているか、治療方法を決定できるか、などを決まった質問をして点数化するMacCAT-Tという専門的な評価手法の他、説明を受けた治療について本人の言葉で話してもらう、医師からの説明後に看護師から確認する、といったより簡便な評価方法も行われているということです。同意能力の適切な評価とそれに基づく意思決定支援が必要であり、そのため法律関係者に検討して頂きたいこととして、医療従事者との情報共有と意思決定プロセスへの参加などが提案されました。



### 取材2 東京発

## 「医療等の意思決定が困難な人に対する支援と成年後見人の役割」

主催 日本弁護士連合会

第2回 成年後見制度利用促進基本計画に関する連続学習会  
「医療等の意思決定が困難な人に対する支援と成年後見人の役割」  
主催 日本弁護士連合会

このをうけて、老年精神医学を専門とする成年後見人の役割が検討されました。まずは赤沼氏より、医療における同意の意味、成年後見人に同意権がない現状を踏まえて、成年後見制度利用促進基本計画(以下「利用計画」といいます。)で意思決定支援の一員とされた成年後見人が、どこまでの関わりができるのか、利用計画の方針に従ってどうなことができるのか、一緒に考えていくたいと問題提起がありました。

平成29年9月6日(水)、東京都千代田区の弁護士会館会議室で頭書の学習会が開催されました。今回は、医療等の意思決定の場面での成年後見人の役割が検討されました。まず赤沼氏より、医療における同意の意味、成年後見人に同意権がない現状を踏まえて、成年後見制度利用促進基本計画(以下「利用計画」といいます。)で意思決定支援の一員とされた成年後見人が、どこまでの関わりができるのか、利用計画の方針に従ってどうなができるのか、一緒に考えていくたいと問題提起がありました。

これをうけて、老年精神医学を専門とする成年後見人の役割が検討されました。まずは赤沼氏より、医療における同意の意味、成年後見人に同意権がない現状を踏まえて、成年後見制度利用促進基本計画(以下「利用計画」といいます。)で意思決定支援の一員とされた成年後見人が、どこまでの関わりができるのか、利用計画の方針に従ってどうなができるのか、一緒に考えていくたいと問題提起がありました。

このをうけて、老年精神医学を専門とする成年後見人の役割が検討されました。まずは赤沼氏より、医療における同意の意味、成年後見人に同意権がない現状を踏まえて、成年後見制度利用促進基本計画(以下「利用計画」といいます。)で意思決定支援の一員とされた成年後見人が、どこまでの関わりができるのか、利用計画の方針に従ってどうなができるのか、一緒に考えていくたいと問題提起がありました。

いのかもしぬないが、鑑定書や手引書の記載によれば、医師に求められているのは財産管理能の判定であるとの指摘がありました。財産管理に関する決定と身上監護に関する決定では本人の自己決定を支援する必要があることや、能力判定の方法や意思能力判定の構造についても詳細な説明がありました。そして、五十嵐氏の私見として、  
・医師の記載する診断書については、類型に直結する判断の記載をやめる  
・本人の生活状況に関してはソーシャルレポートを活用し、支援があればできるという評価を入れる  
・診断書とソーシャルレポート、調査官の調査を聞き反映させることを診断書の書き方ガイドに明記し、その場合に誰の意見を反映させるのか例示して欲しいと述べられました。  
そして、本人にとって成年後見制度は人生の伴走者であつて欲しいと締めくられました。  
続いて矢野氏から、本来、補助・保佐に該当する人の利用が進んでいないのか、あるいは、本来、補助・保佐に該当するに過ぎない人が後見相当と判断されているのか、また、立法担当者が当初想定していた状態像、あるいは、想定されるべき状態像と実際の運用に乖離はないのかとの話があり、現状の制度運用においては、補助や保佐に相当すると思われる人でも、後見相当と診断されて、そのまま後見開始審判がされている事例が多数見られるとの指摘がありました。  
次に、五十嵐氏による講演があり、事理を弁識する能力は法律行為の利害得失を判断する能力であつて、本来は財産管理能力だけではなくて、行うとの回答もあり、親族がない場合は、医療行為を行わない、という回答もされた成本氏より、医療現場における手法や取組みが紹介されました。本人の医療同意能力の評価方法として、様々な疾患に関して本人が理解・認識しているか、治療方法を決定できるか、などを決まった質問をして点数化するMacCAT-Tという専門的な評価手法の他、説明を受けた治療について本人の言葉で話してもらう、医師からの説明後に看護師から確認する、といったより簡便な評価方法も行われているということです。同意能力の適切な評価とそれに基づく意思決定支援が必要であり、そのため法律関係者に検討して頂きたいこととして、医療従事者との情報共有と意思決定プロセスへの参加などが提案されました。

その後、愛知県弁護士会所属、NPO法人東濃成年後見センター副理事長の熊田均氏から会場発言があり、東濃成年後見センターでは、後見の割合が40%であり、保佐・補助案件が許されるのは、少額の財産しかない人や、完全で安定した支援体制が確立している人、本人自身が支援体制を受け入れている人であると述べられました。  
その後、愛知県弁護士会所属、NPO法人東濃成年後見センター副理事長の熊田均氏から会場発言があり、東濃成年後見センターでは、後見の割合が40%であり、保佐・補助案件が許されるのは、少額の財産しかない人や、完全で安定した支援体制が確立している人、本人自身が支援体制を受け入れている人であると述べられました。  
その後、愛知県弁護士会所属、NPO法人東濃成年後見センター副理事長の熊田均氏から会場発言があり、東濃成年後見センターでは、後見の割合が40%であり、保佐・補助案件が許されるのは、少額の財産しかない人や、完全で安定した支援体制が確立している人、本人自身が支援体制を受け入れている人であると述べられました。  
質疑応答の後、日弁連高齢者・障害者権利センター長青木佳史氏より閉会挨拶があり、学習会は終了しました。



# 2017年世界アルツハイマーデー記念公開講座

山形支部支部長 早坂 和也

平成29年9月16日(土)、山形市霞城セントラル3階山形市保健センター視聴覚室にて、標記公開講座が開催され、90名を超える参加がありました。

主催者である認知症の人と家族の会では、9月を世界アルツハイマー月間として、全国各地で講演やイベント等を開催し啓発活動を行っています。その中で、成年後見制度をテーマにした講演は山形県のみでした。主催者である認知症の人と家族の

会山形県支部の世話人代表 山名氏をはじめとする関係者の方々とリーガルサポートは、長年にわたり交流があり、我々リーガルサポートの活動への理解と成年後見制度への関心があつたからこそ、成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定されたこの年に、大貫氏を招いて成年後見制度を題材にした講座が開かれたのだと思います。山名氏及び関係者の皆様にはあらためて感謝申し上げます。

さて、第1部基調講演では、まず、現在の地域の現状、「高齢社会、独居高齢者が増加しているにもかかわらず、家族機能の低下や地縁等の弱体化・地域コミュニティの変質がみられ、無縁・孤立化社会、そして高齢者所在不明問題がある。地域での見守り体制の整備が求められ、地域連携によって支え合う社会を実現する必要があり、セーフティネットとしての後見による支援が必要な時代である」との話がありました。

次いで、成年後見制度が成り立った背景、成年後見制度の概要の説明があり、事例をおして、成年後見制度利用前から申立て、申立て後から終了までといった流れ、そして、成年後見人はどんな職務があるのか、どんなことができてどんなことができないのか、といった説明がなされました。「成年後見人はただ財産管理をし、財産が減らないようにすればよいのではない。成年被後見人(本人)の意思を尊重し、本人の生活や趣味嗜好にも気を配り、療養看護のために財産を使うことも重要である。」また「本人を支えるには、近隣、医療・介護、行政、専門職団体等とのネットワークが必要であり、成年後見制度利用促進基本計画にいう地域連携ネットワークを作っていくことが必要である。」と述べられました。

また、成年後見人となる人材(市民後見人)の養成・供給について、「市民後見」の名付け親でもある大貫氏より「適切な成年後見人の養成・供給は単なる個人や家族だけの問題ではなく、国の社会福祉制度の一環に係る優れて重要な社会問題であり、

## プログラム

### ●第1部 基調講演「認知症になっても大丈夫!! ～文化としてとらえる法律の温かさ～」

講師 大貫 正男氏  
(公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート相談役)

### ●第2部 対話集会「安心して暮らすための成年後見制度 ～知ることで見えてくる これからの暮らし方～」

登壇 大貫 正男氏  
(公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート相談役)  
進行役 山名 康子氏  
(公益社団法人 認知症の人と家族の会山形県支部世話人代表)

国、地方公共団体はその責任において良質な『市民後見人』の養成・供給を行なうべきである。「市民後見人には、特別な経験や専門知識は要求されず、本人に寄り添い、本人の権利や財産を守り、本人の尊厳ある生き方を支援するという理念をしつかり持つていれば、一定の研修を経て市民後見人として活躍することができ、市民自身の人生や経験を地域に生かすという信念こそが求められる」と考えが示されました。

成年後見制度は平成12年に施行されてから17年の時を経て、また次のステージへ向かおうとします。成年後見制度利用促進基本計画の実現に向けて、社会的責任として、行政とりわけ市区町村が、自主的かつ主体的に取り組み、地域連携ネットワークを構築していくべきであり、そして、成年後見制度が利用者にとってメリットを感じられる制度となるようとの願いをこめて第1部の結びとなりました。

第2部では、大貫氏と来場者との間で、対話集会がもたれました。

来場者から、現在の親族後見人就任率の減少の理由が聞かれ、大貫氏より、まずは親族が後見人等になりたがらない、介護等にかかわりを持ちたくないといった家族の



## 法人後見委員会

委員長 保科 宏行

リーガルサポートは、成年後見人等として活動する会員の養成、推薦及び指導監督を行うほか、会員を含む個人の専門職が就任をためらうような困難事件にリーガルサポート自身が就任しています。リーガルサポート自身が成年後見人等に就任するとはいっても、実際に現場で業務を遂行するのは会員である司法書士個人です。リーガルサポートの法人後見事業では業務を担当する会員、会員を支援し指導監督する支部、支部を支援し指導監督する本部法人後見委員会が一丸となって業務にあたっています。暴力行為や妨害行為など

ど、対応が困難な局面において組織的に対応することで攻撃から危険を回避し、事務担当者を孤立させずに被後見人等の権利を擁護します。現在法人後見委員会は常任理事2名と委員13名で構成され、月に一回程度委員会を開催するとともに、クラウドシステムやメーリングリストを活用し、困難事案に取り組んでいます。



リーガルサポートを紹介します!



# 編集後記



本誌も早17号です。第1号は2012年(平成24年)7月に発行されました。そして、編集の参考にと第12号から一部読者にアンケートを実施していました。その回答として、「タイムリーな企画でよかったです。」「興味ある内容でわかりやすかった。」「勉強になった。」との嬉しい感想と並んで、多かったのが文字の大きさについて。「文字が小さすぎて読む気が出ない。」「もう少し文字を大きくしてもらえるとありがたい。」とのお声も多くいただきました。

毎回、編集会議では、問題点として文字の大きさが議論されていました。文字を大きくするには文章を短くしなければならない…。お伝えしたいことはたくさんあるのに、内

容をカットするのはちょっと…。

どうすればこのジレンマを解消できるか?「そうだ! A4版にしたら、紙面自体が大きくなるぞ!」ということで、現在、広報委員会で検討中です。創刊号から意図的にA4版ではないサイズで発行していましたが、読みやすさを重視して、近々バージョンアップする予定です。

広報委員一同、少しでも読者のみなさんには喜んでいただきたく、企画に取材に編集にと頑張っています。今後も“リーガルサポートプレス”を可愛がってくださいね。(る)



▲リーガルサポートプレス  
創刊号

## 公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート支部一覧



マークのある支部にはホームページがあります

各支部名で検索!

リーガルサポート ○○支部

検索

- ・札幌支部 011-280-7078 [HP](#)
- ・千葉県支部 043-301-7831
- ・富山県支部 076-431-9332
- ・徳島支部 088-622-1865 [HP](#)
- ・函館支部 0138-27-2345 [HP](#)
- ・茨城支部 029-302-3166 [HP](#)
- ・大阪支部 06-4790-5643 [HP](#)
- ・高知支部 088-825-3141
- ・旭川支部 0166-51-9058
- ・栃木支部 028-632-9420
- ・京都支部 075-255-2578 [HP](#)
- ・えひめ支部 089-941-8065
- ・釧路支部 0154-41-8332
- ・群馬支部 027-224-7771 [HP](#)
- ・兵庫支部 078-341-8686 [HP](#)
- ・福岡支部 092-738-1666 [HP](#)
- ・宮城支部 022-263-6786
- ・静岡支部 054-289-3999
- ・奈良支部 0742-22-6707 [HP](#)
- ・佐賀支部 0952-29-0626
- ・ふくしま支部 024-533-7234
- ・山梨支部 055-254-8030 [HP](#)
- ・滋賀支部 077-525-1093
- ・長崎支部 095-823-4710
- ・山形支部 023-623-3322
- ・ながの支部 026-232-7492 [HP](#)
- ・和歌山支部 073-422-0568
- ・大分支部 097-532-7579
- ・岩手支部 019-653-6101
- ・新潟県支部 025-244-5141
- ・広島県支部 082-511-0230
- ・熊本支部 096-364-2889 [HP](#)
- ・秋田支部 018-824-0055
- ・愛知支部 052-683-6696 [HP](#)
- ・山口支部 083-924-5220 [HP](#)
- ・鹿児島支部 099-251-5822
- ・青森支部 017-775-1205
- ・三重支部 059-213-4666
- ・岡山県支部 086-226-0470 [HP](#)
- ・宮崎県支部 0985-28-8599
- ・東京支部 03-3353-8191 [HP](#)
- ・岐阜県支部 058-259-7118
- ・鳥取支部 0857-24-7013 [HP](#)
- ・沖縄支部 098-867-3526
- ・神奈川県支部 045-640-4345 [HP](#)
- ・福井県支部 0776-36-0016
- ・しまね支部 0854-22-1026
- ・香川県支部 087-821-5701 [HP](#)

本部(東京) 03-3359-0541

リーガルサポートのホームページには  
音声読み上げ機能があります!



編集・発行

## 公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町4番37号 司法書士会館  
TEL 03-3359-0541 <https://www.legal-support.or.jp>

リーガルサポート

検索

